

前 子 施
令和2年4月24日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍
(公 印 省 略)

保育所（園）・認定こども園の登園自粛要請期間の延長について（通知）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には依然、予断を許さない状況が続いております。このため、本市では5月7日（木）以降も引き続き、登園を自粛していただく対応を継続します。

保護者の皆さまにおかれましては、更なる感染防止の強化のため、仕事を休んで家にいる場合等は引き続き、家庭保育を優先として、原則は登園自粛にご協力いただきますよう、改めてお願いいたします。

なお、登園自粛期間が延びることにより、お子さんの保育所（園）や認定こども園での生活にご心配をおかけいたしますが、市民皆様と協力しながら、感染症の拡大の危機を乗り越えていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

1 登園自粛要請期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

2 考え方

(1) 保育について

- ・登園自粛要請期間はやむを得ない場合を除き登園をお控えください。
- ・保護者の方の職務上の都合等によりやむを得ない場合は希望により、在籍する施設でお預かりすることが可能です。

(2) 保育料について

登園自粛期間中にご協力いただき、欠席された日の分の保育料については、ご負担いただきません。（日割りで計算し、多くお支払いいただいているときは、後日還付や翌月以降の保育料への充当等を行います。）

<問い合わせ先>

前橋市 子育て施設課

施設管理係・施設指導係

TEL 027-220-5705・027-220-5706